

議案第 37 号

小松島市営プール条例の一部を改正する条例について

小松島市営プール条例（昭和 54 年小松島市条例第 11 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市営プール条例の一部を改正する条例

小松島市営プール条例（昭和54年小松島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号を次のように改める。

- （1） 騒音を発し，又は暴力を用いる等他人に迷惑をかけるおそれがあると認められる者
- （2） 感染性疾患と認められる者
- （3） 他人に危害を及ぼし，若しくは迷惑をかけるおそれがあると認められる物品又は動物を携行する者
- （4） その他施設の管理上支障があると認められる者

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。